

通所介護及び介護予防通所介護契約書

この契約書は、_____様（これ以降「利用者」といいます。）と社会福祉法人清和会（これ以降「事業者」といいます。）との間に通所介護及び介護予防通所介護（これ以降「サービス」といいます）を実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

1 通所介護及び介護予防通所介護（契約書別紙）

契約の開始日平成____年____月____日 [契約の終了日平成____年____月____日]

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日：第1条に定めるとおり

契約の満了日：利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
(平成____年____月____日)

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

2 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1か月以上の猶予期間をおいたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。

通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

3 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。

4 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合には、この契約を文書により解約することとします。

(利用者負担金の納入)

- 第4条** 前条に定める利用者負担金については、期日を定めたうえで、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌月の28日に、利用者の指定する金融機関の口座から引き落とします。
- 2 前項に定める引落としに要する料金については、利用者のご負担とさせて頂きます。
 - 3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払を受けた後、1ヶ月以内に差し上げます。

(利用者の解約権)

- 第5条** 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。
 - 3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

- 第6条** 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。
- 一 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続する事が困難になった場合。
 - 二 第3条第4項に該当する場合。
 - 三 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。
 - 3 事業者は契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡し、また利用者の希望に応じて他の事業者への紹介を致します。

(契約の終了)

- 第7条** この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。
- 1 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。
 - 2 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。

- 3 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合。
- 4 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなったとき。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき。
 - ② 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなったとき。（ただし、居宅療養管理指導は除きます。）
 - ③ 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき。
 - ④ 利用者が死亡したとき。

（損害賠償）

- 第8条** 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し併せて状況を十分説明致します。
 - 3 事業者が、本来予定されていた介護サービスを事業者の都合により提供しなかった場合、又はその提供が不十分であった場合についても、同様にその損害を賠償します。

（苦情対応）

- 第9条** 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取扱いを致しません。
 - 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告するなどして、適切な対応について指示を仰ぎます。

（通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書）

- 第10条** 事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画」に沿って、「通所介護計画又は介護予防通所介護計画」を作成します。事業者はこの計画を利用者及び家族に説明します。

(サービスの提供の記録など)

- 第11条** 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。
- 2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

- 第12条** 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には決して漏らしません。
- 2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず目的外の利用をしないことを条件に、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等に対し、情報提供できるものとします。

(契約外条項)

- 第13条** 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

平成 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県上越市大字京田字三角田134番1

事業者名 社会福祉法人 清和会

代表者職・氏名 理事長 北川たい子

(説明者) 職・氏名 生活相談員

(利用者) ご住所 _____

お名前 _____

(代理人) ご住所 _____

お名前 _____

(立会人) ご住所 _____

お名前 _____